

○対馬市空き家改修費等補助金交付要綱

平成28年10月1日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家を改修して対馬市に定住しようとする移住者などに対して、その改修及び家財道具等処分に要する費用の一部を補助することにより、空き家の有効活用を図るとともに、定住を促進することを目的とし、対馬市空き家改修費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、対馬市補助金等交付規則（平成16年対馬市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク制度 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対して提供するシステムをいう。
- (2) 空き家 対馬市空き家バンク制度により登録された居住用家屋をいう。
- (3) 空き家改修 住宅の機能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善をいう。
- (4) 家財道具等処分 居住のために必要な空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分をいう。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）で指定された家電製品は除く。
- (5) 市税等 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市税、使用料、保険料、負担金等、市が個人から徴収すべきものをいう。
- (6) 地域自主組織 基礎的自治体である市町村よりも狭域の範囲において、地域の公共的活動を担う組織をいう。
- (7) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者
- (2) 次の要件に該当する者（以下「移住者」という。）
 - ア 対馬市空き家バンク制度利用登録者で、この補助金の交付を受けて改修を行う空き家（以下「改修住宅」という。）に、補助事業の完了の日から5年以上居住する見込みのある者

イ 空き家の所有者との間に相続関係が発生しない者

- (3) 空き家の所有者から当該空き家を借り受ける地域自主組織、NPO法人並びに市内に主たる事務所を有し、営利を目的とせず、移住者の本市への移住及び定住の促進を図ることを目的に活動している団体のうち、市長が特に認めるもので、補助事業の完了の日から5年間は移住者の居住の用に供することについて空き家の所有者から承諾を得ている者

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市税等の滞納者である場合
(2) 申請者が空き家の入居者の場合、入居予定者又は現に空き家に同居し、若しくは同居しようとする者が市税等の滞納者である場合
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと（同居しようとする親族がある場合にあっては当該親族を含む。）
(4) その他市長が適当でないと認めた場合

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家改修及び家財道具等処分のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家の家財道具等処分については、市内に事務所、事業所を有する一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により許可を受けたもの）が行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、市と協議を行うものとする。
(2) 空き家改修のための工事（以下「改修工事」という。）については、市内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業所に施工を依頼するものとし、補助対象者自らが改修に係る工事を行う場合については、市内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業所からの材料購入、器具レンタル等を行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、市と協議を行うものとする。
(3) 空き家改修及び家財道具等処分を行う者が、当該空き家の所有者である場合は、補助事業終了後5年間は移住者の居住の用に供すること、又は移住者と売買又は賃貸借に関する契約（以下「売買契約等」という。）を締結していること。移住者である場合は、当該空き家の所有者と売買契約等を締結していること又は賃貸借に関する契約を締結している場合は、空き家の改修についてその所有者に原状回復義務を免除すること及び補助事業の完了する日から5年間は、補助金

の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却し又は担保に供しないこと。ただし、家財道具等の処分を空き家の所有者が承諾している場合はこの限りではない。

(4) 国、県又は市の補助、助成等の対象となる改修等以外の改修等に要する経費であること。

(5) この補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助対象事業が完了すること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の補助対象事業は、同じ空き家の改修と家財道具等処分については、同一物件として扱い、同一物件につき1回を限りとする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、対象改修工事及び家財道具等処分に要した費用の2分の1以内の額(補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、1事業につき50万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の申請)

第7条 申請者は、対馬市空き家改修費等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、改修工事及び家財道具等処分について、それぞれ着工10日前までに市長に提出しなければならない。ただし、空き家の改修と家財道具等処分については、空き家の所有者と移住者それぞれからの申請ができるものとする。

(1) 改修工事(荷物等処分)の見積書の写し

(2) 改修工事(荷物等処分)前の写真

(3) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し

(4) 入居者の世帯全員の住民票

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、対馬市空き家改修費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止する事由が生じたときは、対馬市空き家改修費等補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、対馬市空き家改修費等補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに対馬市空き家改修費等補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に係る契約書等の写し
- (2) 事業実施に係る領収書等の写し
- (3) 事業実施後の写真
- (4) 事業終了後、直ちに空き家に居住しない場合は、空き家バンクで広報し5年間は移住者の居住の用に供することの同意書。
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、対馬市空き家改修費等補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、対馬市空き家改修費等補助金交付請求書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が特に取り消しの必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の完了した日（以下「完了日」という。）から5年を経過する日までに、改修住宅を取り壊し、又は売却したとき。

(2) 完了日から5年を経過する日までに、改修住宅から転居したとき。ただし、既存入居者が退去した年度内に、新たに入居者がいるとき又は、空き家バンク登録を引き続き継続する場合を除く。

(3) 完了日から3月を経過する日までに、改修住宅に入居しないとき。

(4) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、対馬市空き家改修費等補助金交付取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、対馬市空き家改修費等補助金返還命令書（様式第9号）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、完了日からの経過年数により別表のとおりとする。

（調査等）

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し書類の提出又は報告を求め、必要な調査をすることができる。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第14条関係）

完了日からの経過年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金額確定額の100%
1年以上2年未満	補助金額確定額の80%
2年以上3年未満	補助金額確定額の60%
3年以上4年未満	補助金額確定額の40%
4年以上5年未満	補助金額確定額の20%

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

対馬市長様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 連絡先(電話) _____

補助金交付申請書

対馬市空き家改修費等補助金の交付を受けたいので、対馬市空き家改修費等補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、市税等の滞納が無いことを対馬市が職権により調査することに同意します。

入居者	住所	〒 _____			
	ふりがな		連絡先(電話)		
	氏名				
実施業者	住所	〒 _____			
	名称(代表者)		連絡先(電話)		
事業実施場所(空き家所在地)					
事業実施内容(具体的に)					
事業費	事業実施に要する経費(見積金額)	円	補助対象経費	円	
補助金申請額		円			
事業実施予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
住宅以外の建物の有無	有・無 ※有の場合 ⇒	建物全体の床面積 m ²	住宅部分の床面積 m ²	住宅以外の用途	
※添付書類 (確認欄) (1) 改修工事(荷物等処分)の見積書の写し <input type="checkbox"/> (2) 改修工事(荷物等処分)の施行前写真 <input type="checkbox"/> (3) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し <input type="checkbox"/> (4) 入居者の世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> (5) その他市長が必要と定める書類 <input type="checkbox"/>					
※空き家所有者記入欄(申請者が空き家所有者でない場合のみ記入してください。) 申請者が本補助金を利用し、上記の内容で空き家の改修を行うこと(荷物等の処分を行うこと)、及び原状回復義務を免除することを承諾します。また、本補助金の事業完了日から5年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却又は担保に供することなく、移住者が居住の用に供することを承諾します。					
住所		氏名		年 月 日 印	

様式第2号（第8条関係）

対馬市指令 第 号

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました対馬市空き家改修費等補助金については、対馬市空き家改修費等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

対馬市長 印

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 対馬市空き家改修費等補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある

対馬市長 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 連絡先(電話) _____

補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け対馬市指令 第 号により交付決定を受けた対馬市空き家改修費等補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、対馬市空き家改修費等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり変更等の承認を申請します。

変更・中止（廃止） 年月日	年 月 日（予定）		
変更・中止（廃止） の内容			
変更・中止（廃止） の理由			
事業費及び補助金 申請額		変更前	変更後
	総事業費	円	円
	補助対象経費	円	円
	補助金申請額	円	円
※添付書類（変更の場合のみ）		(確認欄)	
(1) 変更内容及び変更箇所が確認できる資料		<input type="checkbox"/>	
(2) 変更に係る改修工事（荷物等処分）見積書		<input type="checkbox"/>	
(3) その他市長が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	

様式第4号（第9条関係）

対馬市指令 第 号

様

補助事業変更等承認通知書

年 月 日付で変更等の承認申請のありました対馬市空き家改修費等補助金については、下記のとおり変更等を承認することに決定しましたので、対馬市空き家改修費等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

対馬市長 印

記

1 承認の内容

2 補助金変更交付決定金額 金 円

3 既交付決定金額 金 円

年 月 日

対馬市長 様

報告者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 連絡先(電話) _____

実績報告書

年 月 日付け対馬市指令 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、対馬市空き家改修費等補助金第10条の規定により、次のとおり報告します。

入居者	住 所	〒 _____		
	ふりがな 氏 名		連絡先 (電話)	
実施業者	住 所	〒 _____		
	名 称 代表者		連絡先 (電話)	
事業実施場所 (空き家所在地)				
事業実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
事業実施内容 (具体的に)				
事業費	事業実施に 要した経費	円	補助対象経費	円
補助金交付決定額		円		
※添付書類		(確認欄)		
(1) 事業実施に係る契約書の写し		<input type="checkbox"/>		
(2) 事業実施に係る領収書等の写し		<input type="checkbox"/>		
(3) 事業実施後の写真		<input type="checkbox"/>		
(4) その他市長が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>		

様式第6号（第11条関係）

対馬市指令 第 号

様

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました対馬市空き家改修費等補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、対馬市空き家改修費等補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

対馬市長 印

記

補助金確定額 金 円

様式第7号 (第12条関係)

年 月 日

対馬市長 様

申請者 住所
氏名 印

補助金交付請求書

年 月 日付け対馬市指令 第 号により交付決定を受けた対馬市空き家改修費等補助金について、対馬市空き家改修費等補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

様式第8号（第13条関係）

対馬市指令 第 号

様

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付申請のありました対馬市空き家改修費等補助金については、交付決定を取り消したので、対馬市空き家改修費等補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

対馬市長 印

記

1 取消年月日 年 月 日

2 取消理由

様式第9号（第14条関係）

対馬市指令 第 号

様

補助金返還命令書

年 月 日付け対馬市指令第 号で交付決定を取り消した対馬市空き家改修費等補助金について、対馬市空き家改修費等補助金要綱第14条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

年 月 日

対馬市長 印

記

1 補助金返還命令額

_____ 円